

支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご加入者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等【注意喚起情報】

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返りい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返りい金等は下表のとおりとなります。

経営破綻した場合等のお取扱い	
1年以内の場合	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超の場合	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4. その他ご加入に関するご注意事項【注意喚起情報】

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入確認書は、ご加入内容を確認する大切なものです。加入確認書が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入確認書が到着するまでの間、パンフレットおよび加入確認書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入確認書とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5. 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにご加入の代理店または弊社までご連絡ください。
- 事故受付専用ダイヤル：0120-727-889
午前10時～午後6時 土・日・祝日除く(水曜日は午後3時まで)
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者¹または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時效(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に直接、保険金を支払う場合

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は下記にて承ります。
航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室

東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST9階
TEL: 03-6250-6022
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【注意喚起情報】(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
TEL: 0570-022808 (通話料有料)
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

5. 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにご加入の代理店または弊社までご連絡ください。
- 事故受付専用ダイヤル：0120-727-889
午前10時～午後6時 土・日・祝日除く(水曜日は午後3時まで)

- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となつた標本等の提出を求める場合があります)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

受付時間
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

0120-428-834

●電話 介護相談：午前9時～午後5時
●各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

●電話 介護相談：午前9時～午後5時
●各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

●電話 介護相談：午前9時～午後5時
●各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

【ホームページアドレス】 www.kaigouw.ne.jp

各種サービス優待紹介*

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できません。*4

*2 本サービスは、サービス対象者(ご注意ください)をご参照ください。*5 に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

0120-285-110

受付時間
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

●法律相談：午前10時～午後6時
●税務相談：午後2時～午後4時
●社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
●暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】 www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答まで数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

▲ご注意ください (各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

・ご相談の対象者は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者¹、ご親族²の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行なうものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事象にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

*3 6親等以内の姻族または3親等以内の姻族をいいます。

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報)

ご総合保険(総合生活保険 こども総合補償)

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店 総合保険センター

ご総合保険(総合生活保険 こども総合補償)のご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容をご加入者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて取扱代理店までご請求いただくなさい。東京海上日動(以下弊社といいます)までお問い合わせください。

【契約概要】保険商品の内容をご理解いただくための事項

・この「総合保険(総合生活保険 こども総合補償)」は(株)フィンシャル・エージェンシーを保険契約者とした包括契約です。保険証券の請求権や保険契約の解約請求権等は原則として保険契約者が有しております。

なお、保険契約者はご加入いただきましたお客様より、契約の解約等の契約内容変更依頼のお申出が合った場合は必ずこれに応じて必要な対応をさせていただきます。

